

確認申請の事前審査について

建築基準法及び建築物省エネ法改正に伴い、確認申請の事前審査を開始します。

○令和7年3月31日までに着工予定の建築物等の確認申請について

事前審査	消防同意必要	令和7年3月7日までに受付してください。	必要書類を確認の上、受付チェックシートを添付し、メール又は窓口にご提出ください。
	消防同意不要	令和7年3月10日までに受付してください。	
本申請	事前審査終了後、速やかに本申請を行ってください。(窓口のみ)		

※深谷市は限定行政庁のため、建築基準法第6条第4号建築物のみが確認申請の対象です。

※令和7年3月31日までに確認済証の交付を確約するものではありません。
審査状況により、交付日が遅れることもありますので、ご了承ください。

※確認申請に必要な書類(開発許可、水路占用許可等)が添付されているものに限りです。

○令和7年4月1日以降に着工予定の建築物の新基準による確認申請について

事前審査	いつでも受付可能。	必要書類を確認の上、受付チェックシートを添付し、メール又は窓口にご提出ください。
本申請	事前審査終了したものから、令和7年4月1日以降受付開始(窓口のみ)	

※令和7年4月1日以降、深谷市では下記の物件が確認申請の対象です。

○木造:2階建て以下かつ延べ床面積300㎡以下(建築基準法第6条第1項1号を除く。)

○木造以外:平屋かつ延べ床面積200㎡以下

深谷市
都市整備部 建築住宅課
建築指導係
電話:048-574-6655
FAX:048-571-1092
mail:kentiku@city.fukaya.saitama.jp